平成２６年（フ）第４９２号
大阪市西成区津守２丁目７番30号
債務者　本山　節子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３５号
大阪市中央区上本町西２丁目５番54号　久保ハイツ302
債務者　土師　　力
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３６号
大阪市中央区上本町西２丁目５番54号　久保ハイツ302
債務者　土師志津子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５１号
大阪府東大阪市日下町３丁目１番５―1014号
債務者　中島　勝己
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５９７号
大阪市平野区平野馬場２丁目５番13号　サンウッズ403
債務者　伊藤　隆光
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６１６号
大阪市城東区永田１丁目１番25号
債務者　家本智恵子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６６５号
大阪府高槻市庄所町２番13号　ラ・カーサ高槻Ｂ棟301、住民票上の住所山口県周南市扇町１番３―406号
債務者　村上　美紀
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０９５号
大阪府高槻市氷室町２丁目18番21号
債務者　濱岡　純也
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０９６号
大阪府高槻市氷室町２丁目18番21号
債務者　濱岡伊津子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２４３号
大阪府門真市岸和田２丁目３番34―701号
債務者　唐田あけみ
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３２４号
大阪府守口市梶町４丁目18番４―201号
債務者　櫻井小百合
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３５０号
大阪市東住吉区田辺２丁目７番18号サンハイツ402号
債務者　稲見　　眞
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３５１号
大阪市東住吉区田辺２丁目７番18号サンハイツ402号
債務者　稲見喜代子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３８６号
大阪府東大阪市岸田堂西１丁目２番７号　イースト・ユーアイ501号
債務者　扇谷利恵子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３８７号
大阪市平野区加美北７丁目１番30号
債務者　舩本　美恵
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９７号
函館市堀川町12番14号
債務者　山崎　敬久
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第９９号
函館市湯川町１丁目２番39―312号
債務者　白鳥　照美
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１０４号
函館市深堀町12番４号
債務者　上井　隆弘
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
函館地方裁判所